

国際育成会連盟ポジション・ペーパー

法的能力

国連障害者の権利条約は次のことを認めます：

- 障害のある人は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利をもっています；
- 障害のある人は、生活のあらゆる側面において他の人との平等を基礎とした法的能力を享有します；
- 締約国は、障害のある人が法的能力を行使するときに必要とする支援にアクセスできるようにするための適切な措置をとります。

背景：

知的障害のある人にとって、自己決定と完全な市民権は、人権の享有を可能にする根拠となる基本的原則です。法的能力の根拠があることによって、自己決定と完全な市民権を使用することが可能になるのです。

後見法は、ある人々には法的拘束力のある決定を行う能力がないとみなし、代理意思決定条項を設定するものです。

支援付き意思決定とは、意思決定をするとき、意思決定の権利を手放すことなく、支援を受けるということを意味します。支援付き意思決定は、個人が情報を理解し、自身の選好に基づいて意思決定をすることを支援します。知的障害のある人は、読むことに支援が必要かもしれません。または決定することに注意を集中するというのに支援が必要な場合もあるでしょう。言葉によるコミュニケーションをとれない人は、その非言語コミュニケーションを通訳する信頼のおける個人や複数の人々がいるかもしれません。非言語コミュニケーションとは、たとえば肯定または否定の身体的な態度であったり、代替・拡大コミュニケーションを利用することであったりします。

ポジション

国際育成会連盟は、知的障害のあるすべての人が、意思決定する権利を認められる権利を持ち、意思決定をするに際に必要な支援を受ける権利を持つことを求めます。

法的能力の権利には、権利を持つ能力（権利能力）とその権利を行使する能力（行為能力）を含みます。すなわち、他の人との法的契約を結ぶ能力などのことです。行為能力は、障害者の権利条約第 12 条の中で保障されているだけでなく、意思決定の権利の中で、決定的なものです。以下にあげたものは、国際育成会連盟の組織が、支援付き意思決定モデルの開発を支え、各国政府が権利条約第 12 条の遂行を進めるためのガイドとなる全般的原則と主要要素です。

- 第 12 条は、障害者の権利条約の中の一部として施行されなければなりません。条約の他の条文は、法的能力の行使の権利に影響を与えます。
- 全ての人は、意思を持っています。この意思は、適切な支援を受けることで、はっきりとわかります。
- 法的能力の行使のためには、支援を受ける権利が必要です。
- 支援を受けることは、個人の完全な法的能力を否定するものではありません。
- 他の関係者には、医師、弁護士、銀行家、契約者などとの調整をする義務があります。
- 適切な措置の意味するところは、支援の形は様々であり、公式なもの公式でないもの、両方を含むということで、さらにその支援は個人の状況や環境に即したものでなければなりません。
- 仮定としてあるのは、全ての人は、法的能力を独立して行使することができるということです。
- 法的関係や契約において、独立して能力を行使することが困難な場合に適用されるテストは、他の人と平等を基礎としたものであり、障害中立であるべきです。いかなるテストも支援や調整が行われたかどうか、他の関係者の責任が満たされたかどうかについて、問いたすものとします。

支援付き意思決定の措置がまだ導入されておらず、完全な法的能力を行使する権利が実現されていない場合は、国は地域社会の能力を構築し、人々が自身の生活において意思決定を行うことが可能になるように支援を開発し、実現する措置を講じなければなりません。

代理意思決定が現状で存在する場合は、第 12 条に一致した法律、政策、実践を改革し、支援付き意思決定を遂行するには、時間がかかるかもしれません。法改正のために速やかな手段が講じられるべきであり、代理意思決定を制限するための条文には次のことが含まれます：

- セーフガードは、取られる措置が個人の権利、意思、選好を確実に尊重すること
- 全ての人に法的能力があることを認識すること
- 支援を提供するあらゆる手段が実践されること
- 個人にとってもっと制限が少ないこと
- その個別事項とその決定または機会に限るものであること
- 利益相反ではないこと
- 可能な限り短期間の適用であること
- 決定の種類（金銭的または個人的）と意思決定の過程とは明確に区別すること
- 無能力の廃止を求める条項、法的能力行使における支援の提供のための方策

(翻訳 全日本手をつなぐ育成会 袖山啓子)